

1 いじめ防止に関する基本的な方針

【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校内外を問わない。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止対策の基本事項

（1）基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- （ア）「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
- （イ）一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感の高揚を図る。
- （ウ）道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- （エ）ハートウォーミングプラン「松小きらめきフォーラム」等、児童自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、児童会活動を支援する。
- （オ）いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。

イ いじめの早期発見の措置

(ア) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①児童対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 毎月第3週目
- ②保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 年1回
- ③教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 随時

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、市総合教育支援センター相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

ウ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された、情報の流通性や発信者の匿名性、利用の依存症等の特性を、児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を計画的に実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止対策に向けた組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、その他校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活動>

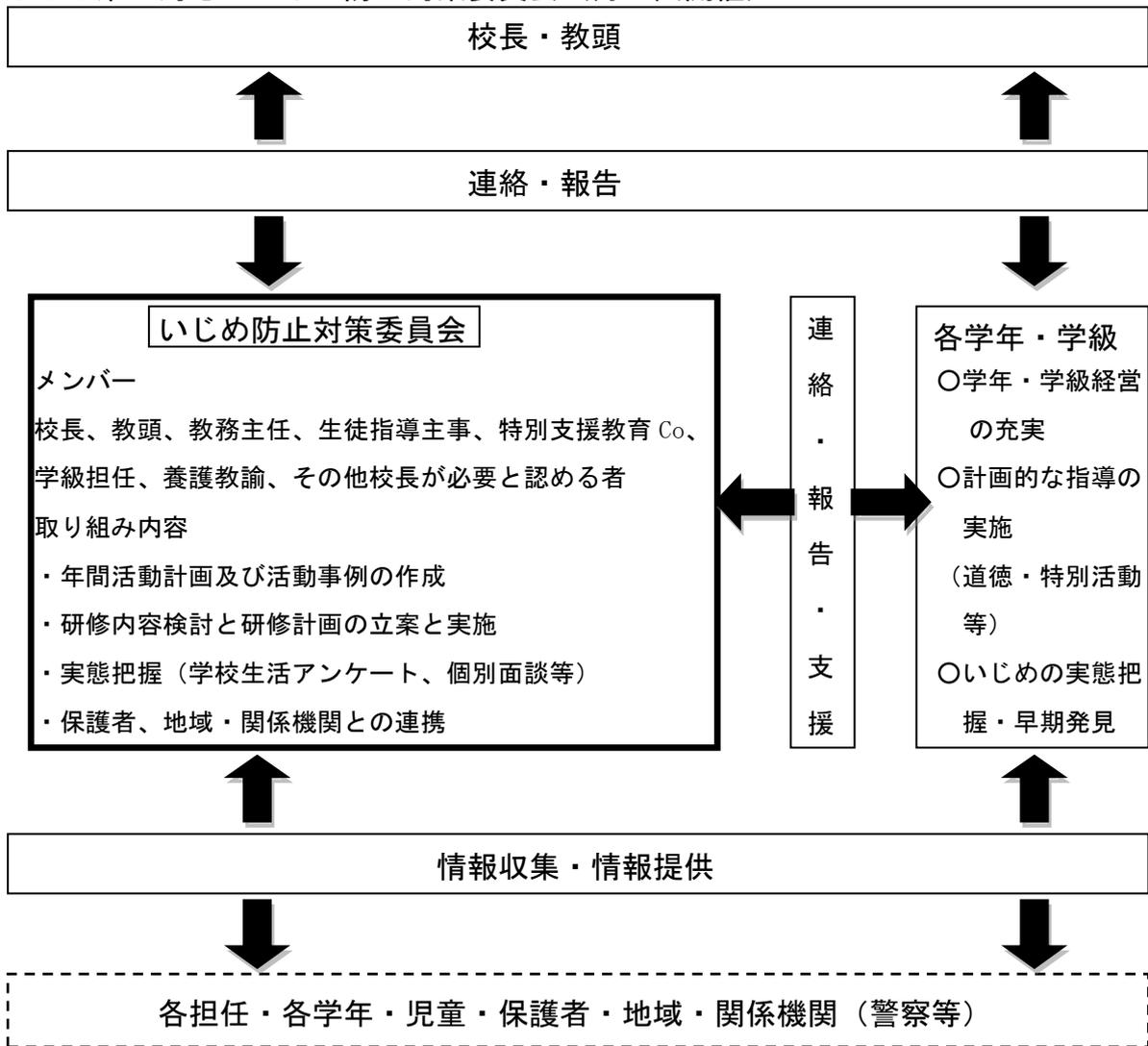
- ①いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること
- ④関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること
- ⑤その他いじめ防止に係わること

<開催>

月1回を定例会「いじめ対策会議」を開き、情報交換、共通認識を図るとともに、いじめ対策指導員より助言・指導を受ける。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

【いじめ問題に取り組むための組織（平常時）】

※22条に対応：いじめ防止対策委員会（月1回開催）



(3) いじめ発生時の措置

- ア いじめに係る相談を受けたり、いじめの疑いが発覚したりした場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。
- イ 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「いじめ対策本部」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- オ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- キ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。
- ク いじめ解消には、対応指導後、概ね3ヶ月が必要であることを再認識し、いじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続する。

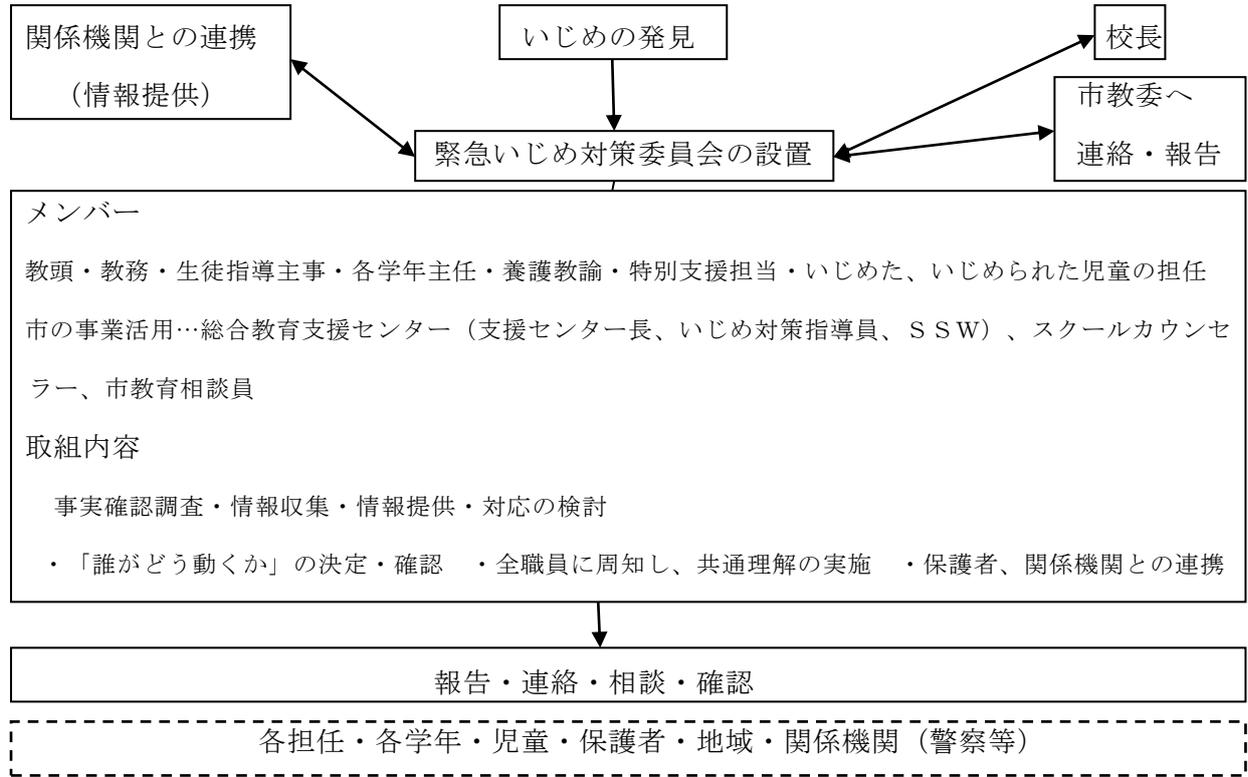
(4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を図ったり、精神性の疾患を発症したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

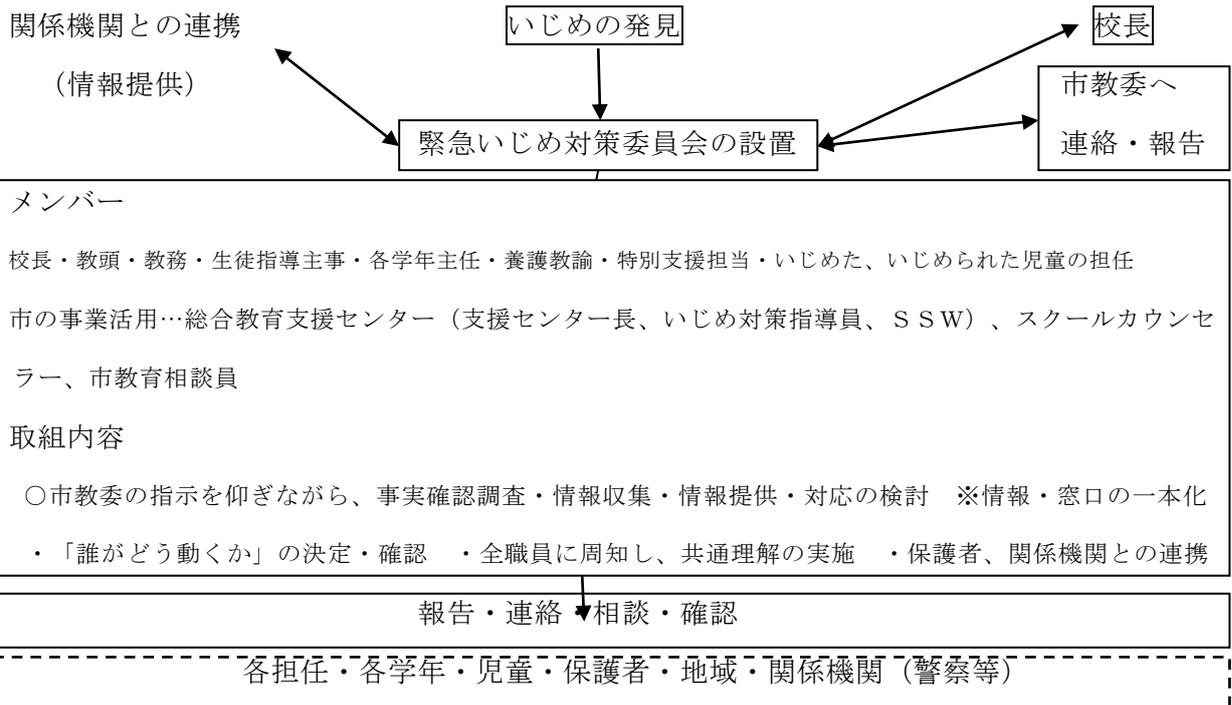
【早期対応のための学校としての取組】

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



【重大事態発生時のための学校としての取組】

※第28条に対応：学校（重大事態発生時に組織）



3 関係機関等との連携

(1) 保護者

児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者とそれぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員や児童委員、青少年相談員、地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係諸機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに市総合教育支援センター、児童相談所、警察署、医療機関等の関係機関に相談する。

(4) 学校以外の団体等

学校以外で起きたいじめの連絡が、塾や社会関係団体等からあった場合、その団体等の責任者と学校が連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校が連携していじめの問題に対応する。

4 取組の評価及び検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を守谷市教育委員会並びに保護者・地域に報告する。

5 いじめの正確な認知の推進

学校は、いじめの認知の判断基準について、「継続性や集団性」等の要素により限定して解釈することがないように、法のいじめの定義を正確に理解して判断する。また、保護者・地域住民にも積極的に正確な情報を発信する。

※認知件数0の場合、その事実を児童や保護者に公表し、認知漏れがないか確認する。

6 教職員の研修の充実のために

いじめ防止は人権を守る取組であることから、教職員による体罰や暴言等はない。そこで、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもっと指導に当たられるよう、人権に関する研修（教師のコミュニケーション力向上）、事例研修、授業改善研修、カウンセリング能力向上のための研修等を行う。